官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業二三）　一
○福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令及び福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を改正する省令（国土交通三五）　二
〔告　示〕
○戸籍が滅失した件（法務一七四）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同一七五、一七六）　二
○トーゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一七二）　二
○パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七三、一七四）　二
○重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件（文部科学七五）　三
○著作者の実名登録の件（文化庁一九）　四
○著作権に関する講習会の件（同二〇）　四
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一三三）　六
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同一三四）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通四八四、四八五）　七
○道路に関する件（沖縄総合事務局二八～三〇）　八
〔国会事項〕
財務省　環境省　会計検査院　八
〔人事異動〕
財務省　環境省　会計検査院　八
〔皇室事項〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　九
国家試験
平成二十五年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○経済産業省令第二十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十五条第一項及び第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器　圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの

第八条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の二の二　低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に続けて、前号に掲げる容器の区分、低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号　LC）及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号　R）

第八条第三項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「V4、同項第四号の三」を「V4、同項第四号の二」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令及び福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏